

インボイス制度 免税事業者の対応

今回から 2023.10.1より導入される、消費税のインボイス制度(適格請求書等保存方式)を紹介します。インボイス制度では、消費税の基本的な「取引に対する課税」に変更はありませんが、「請求書」の記載事項が追加され、現行の「区分記載請求書」から、「適格請求書(インボイス)」に代わります。取引の販売者(売り手)はインボイスの発行義務があり、購入者(買い手)はそのインボイスに記載された取引額、税率消費税等を消費税計算の根拠として会計・税務処理を行います。(概要:2021年11月 290号を参照)

インボイス制度と免税事業者への影響

1 請求手続(課税売上)に係る影響

現時点で課税事業者の方は、登録申請手続を行い「適格請求書発行事業者(登録事業者)」になることでインボイスを発行することができます。一方免税事業者は、インボイス制度導入後はインボイス(適格請求書)を発行できず、消費税の請求を行うことができません。



2 購買手続(仕入控除)に係る影響

2023.10.1以降の取引からは消費税の会計・税務処理はインボイスに基づいて行います。しかし免税事業者はインボイスが発行できないため、購入者は購入(仕入)金額から原則(※1)として仕入税額控除(仕入れに係る消費税を差引計算)ができなくなります(消費税の計算方法は右図参照)。

計算方法

$$\text{消費税額} = \text{課税売上げに係る消費税額※(売上税額)} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額※(仕入税額)}$$

※ 消費税額は、税率ごとに区分して計算する必要があります。

↓
仕入税額控除

つまり、課税事業者が免税事業者から従来と同一の条件(従来税込金額)で購入(仕入)した場合、課税事業者側では仕入税額控除ができない分、消費税の納税額が増え、また、原価・経費が増えることになり、利益が減少する悪影響が生じます。

このため、免税事業者との取引にマイナスのイメージを抱く可能性があります。

※1 2023.10.1~2029.10.30 は免税事業者等からの仕入れに係る経過措置で一定割合控除可能

免税事業者が対応するための判断項目

免税事業者がインボイス制度の開始にあたって、「課税事業者」になるべきか「免税事業者」にとどまるか、その判断にあたっては一般に下記の項目がポイントになると思われ、これらを総合的に検討する必要があります。インボイスの作成の準備や取引先との交渉も考えると、早めに判断することが望まれますが、仮に免税事業者にとどまっても、その後いつでも課税事業者になることができます。

判断項目	内容
① 課税売上額の大きさ	免税事業者は「消費税」としては請求できないため、消費税額分だけ売上高が減少するおそれがある。 売上の内容を確認し、消費税相当額を把握する。
② 値上の可否	消費税相当の売上目減りを補えるだけの値上ができるか。
③ 販売先(顧客)の属性	主要な販売先(顧客)が①一般顧客、②課税事業者のいずれか(販売先がインボイス(請求書)を必要とするか否か)。
④ 設備投資	インボイス制度に限らず、多額の設備投資を行う場合、課税事業者であるほうが有利になる可能性が高い。
⑤ 事務対応	課税事業者となれば、インボイス発行・控除の保存、税抜経理処理、消費税申告対応等、事務作業が従来より複雑化する。

@ 7月の予定

- 7/11・6月分源泉所得税
- ・住民税の特別徴収税額納付期限
- 8/1・5月決算法人の確定申告
- ・2,8,11月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

